

◎職員の任免および職員数

区分	平成19年度末職員数 (平成20年3月31日)	平成20年度中			平成20年度末 職員数 (平成21年3月31日)
		採用者数	退職者数	国・県機関などへの 転出者	
行政職	986人	13人	36人	1人	962人
医療職	32人	0人	2人	0人	30人
消防職	145人	6人	4人	0人	147人
技能労務職	67人	0人	10人	0人	57人
合計	1,230人	19人	52人	1人	1,196人

◎職員の勤務時間 (平成21年4月1日現在)

区分	標準の勤務時間など
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 ＊国民の祝日および12月29日～1月3日を除く
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで ＊休憩時間を除く、実質勤務時間は7時間45分
1週間当たりの勤務時間	38時間45分 (7時間45分×5日間)
年間総勤務時間	2,015時間 (38時間45分×52週)

◎休暇制度 (取得実績は、平成20年1月1日から平成20年12月31日の期間)

休暇の種類	休假日数など	取得実績
有給休暇	年次有給休暇 1年につき20日付与。前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰り越し	平均11.7日／人
	夏季休暇 7月～9月までの間に3日	平均 2.5日／人
	産前休暇 妊娠した職員に対し、出産予定日まで最大8週間付与	15人取得
	産後休暇 出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与	18人取得
	生理休暇 生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合、2日以内の付与	17人取得
	生後1年の育児休暇 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳などを行う場合、1日2回、1回30分付与	2人取得
	妊娠中または出産後1年内の健康審査など 妊娠中または出産後1年内の女性職員が、保健指導または健康審査を受ける場合	3人取得
	結婚休暇 結婚する職員に対し、7日以内の付与	12人取得
	配偶者出産休暇 配偶者の出産に対し、5日以内の付与	32人取得
	男性職員の育児参加休暇 配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）の養育のため、5日以内の付与	1人取得
	子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子の養護のため、1年に5日以内の付与	11人取得
	父母・配偶者および子の祭日 各祭日ごとに1日	12人取得
	忌引休暇 職員が葬儀、服喪そのほか、親族の死亡に伴う行事などに対し、親族の区分により1日～10日までの付与	193人取得
	病気休暇 負傷または疾病のため療養する必要がある場合、180日以内	156人取得
無給休暇	介護休暇 負傷または疾病などにより、2週間以上にわたり介護をしなければならない職員に対し、6ヶ月以内の必要な期間	0人取得
	組合休暇 職員組合活動に従事する場合に、30日以内の付与	1人取得